

# 事業継続力強化計画認定制度とは？

## 認定のメリットや制度概要をくわしく解説

※記事内容は、記事更新日時点の情報です。最新の情報は、必ず省庁や自治体の公式 HP をご確認ください。

中小企業等の防災・減災対策を推進するための制度として、事業継続力強化計画制度があります。

この制度により、事業継続力強化計画を策定して認定を受けた企業は、税制優遇や補助金の加点などさまざまなメリットを受けられます。

そこでこの記事では、事業継続力強化計画制度の内容やメリット、計画の策定・申請の流れなどを解説します。

### 1. 事業継続力強化計画認定制度とは？

事業継続力強化計画とは、経営基盤の脆弱な中小企業が自然災害や感染症の拡大などのリスクに備えて防災・減災対策を定めた計画を指します。

この計画の認定を受けた中小企業等は、税制措置や補助金の加点措置などの支援を受けられます。

計画には、自社のみで申請する「単独型」と複数の事業者で連携する「連携型」があります。

グループ企業やショッピングセンターなどの大型の建物に入居する複数の企業が共同で計画を策定する場合は「連携型」を選択します。

参照：[中小企業庁 事業継続力強化計画](#)

### 2. 認定のメリット

中小企業等が、事業継続力強化計画の認定を受けることで得られるさまざまなメリットを紹介します。

## 2-1. 損害保険料等の割引

事業継続力強化計画の認定を受けると、損害保険料の割引を受けられます。対象商品や割引率は、損害保険会社によって異なります。

## 2-2. 補助金の加点措置

計画の認定事業者は、ものづくり補助金や IT 導入補助金などの審査において、加点措置の対象になります。ただし、対象の補助金や申請枠は限られていますので注意しましょう。

## 2-3. 防災・減災設備に対する税制措置

青色申告書を提出する中小企業者等で計画認定を受けた中小企業者等が、対象設備を取得等をして事業の用に供した場合に、特別償却 18%（令和 7 年 4 月 1 日以後に取得等をする対象設備は特別償却 16%）が適用されます。

## 2-4. 低利融資や信用保証枠の拡大

事業継続力強化計画の認定を受けた事業者が行う設備投資に必要な資金について、低利融資を受けることができます。

ただし、融資の利用にあたっては、別途日本政策金融公庫の審査が必要となるので注意しましょう。

## 2-5. ロゴマークの活用

計画の認定を受けると「事業継続力強化計画認定」のロゴマークを使用できます。自社のホームページや名刺などに載せることで、認定を受けたことをアピールでき、自社の信頼性向上につながります。

## 2-6. 中小企業庁ホームページでの認定企業公表

計画の認定を受けた企業は、中小企業庁のホームページで公表されます。

防災に積極的に取り組んでいる企業として企業イメージの向上、信頼性のアップが期待できるでしょう。

参照：[中小企業庁 BCP×保険](#)

参照：[中小企業庁 事業継続力強化計画](#)

### 3. 計画策定による損害保険料等の割引

事業継続力強化計画の認定を受けると、損害保険に加入する際に割引を受けられます。

割引の内容は、損害保険会社によってさまざまです。

ここでは、三井住友海上火災保険株式会社の例を紹介します。

三井住友海上の保険商品で割引の対象となるのは、ビジネスキーパー（事業活動総合保険）、ビジネスJネクスト（業務災害補償保険）、ビジネスプロテクター（企業総合賠償責任保険）の3つです。

| 保険商品       | 保険の種類  | 商品概要                             | 割引特典の内容                                       |
|------------|--------|----------------------------------|-----------------------------------------------|
| ビジネスキーパー   | 火災保険   | 火災や自然災害による物損や休業損害を補償する保険。地震の特約あり | リスク実態（過去の保険金支払い実績やリスク管理態勢等）に応じて保険料の割引を個別に検討する |
| ビジネスJネクスト  | 労災保険   | 従業員のケガや死亡などの業務上の災害リスクに備える保険      | 認定事業者は保険料の割引を受けられる                            |
| ビジネスプロテクター | 賠償責任保険 | 事業活動にかかわる損害賠償などのリスクを包括的に補償する保険   | 認定事業者は保険料の割引（10%）を受けられる                       |

参照：[中小企業庁 事業継続力強化計画](#)

### 4. 加点や優遇を受けられる補助金・税制措置

ここでは、事業継続力強化計画の認定を受けることによって得られるメリットのうち、補助金の加点措置に関連する補助金や税制措置に焦点を当てて解説します。

#### 4-1. ものづくり補助金

ものづくり補助金（正式名称「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」）は、中小企業等が生産性向上のために行う開発や業務プロセスの改善につながる設備投資を支援する補助金です。

新商品の試作品開発や、新たな生産ラインの導入、知的財産を利用した新たなサービスの導入などに利用できます。

令和 7 年 2 月 14 日（金）から 19 次締切分の公募が始まりました。

19 次締切分には、2 つの申請枠と 2 つの特例措置があります。加点の詳細は公募要領にてご確認ください。

| 申請枠            | 概要                                       | 補助率                     | 補助上限額                                       |
|----------------|------------------------------------------|-------------------------|---------------------------------------------|
| 製品・サービス高付加価値化枠 | 革新的な新製品・新サービス開発の取り組みに必要な設備・システム投資等を支援    | 中小企業 1/2<br>小規模事業者等 2/3 | 750～2,500 万円<br>（従業員数によって異なる、補助下限額は 100 万円） |
| グローバル枠         | 海外事業を実施し、国内の生産性を高める取り組みに必要な設備・システム投資等を支援 | 中小企業 1/2<br>小規模事業者等 2/3 | 3,000 万円<br>（補助下限額は 100 万円）                 |

#### 特例措置

| 措置                   | 概要                                     | 補助上限引上げ額・引き上げ率                         |
|----------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 大幅な賃上げに係る補助上限額引上げの特例 | 大幅な賃上げに取り組む事業者について、従業員数規模に応じて補助上限額を引上げ | 引き上げ額 最大 100～1,000 万円<br>（従業員数によって異なる） |
| 最低賃金引上げに係る補助率引上げの特例  | 所定の賃金水準の事業者が最低賃金の引上げに取り組む場合、補助率を引上げ    | 引き上げ後補助率 2/3                           |

本補助金には、15 の加点項目があり、最大 6 項目の加点申請を行えます。

加点項目のひとつが事業継続力強化計画です。申請締切日時点で計画を取得していなければなりません。

公募要領の注意事項のひとつに「自然災害等の影響により事業が実施できなくなることを避けるため、事業継続力強化計画をはじめとする BCP を策定することを強く推奨します。」との記述があります。

ものづくり補助金の申請を考えている場合は、ぜひ事業継続力強化計画の認定を検討すると良いでしょう。

参照：[ものづくり補助金 第 19 次公募要領](#)

掲載ページ：[ものづくり補助金 公式 HP](#)

## 4-2. 中小企業省力化投資補助金（一般型）

中小企業省力化投資補助金は、人手不足解消のために IoT やロボットなどの設備を導入する費用の一部を補助する事業です。

中小企業省力化投資補助金には「一般型」と「カタログ注文型」がありますが、一般型のみが事業継続力強化計画の加点対象です。

一般型の補助率は中小企業が 1/2、小規模事業者・再生事業者が 2/3。

補助上限額は従業員数によって異なり、1,000 万～1 億円です。

1 次締切分の受付は令和 7 年 3 月 19 日（水） 10 時に開始します。公募の締め切りは、令和 7 年 3 月 31 日（月） 17 時、採択の発表は令和 7 年 6 月中旬を予定しています。

事業継続力強化計画による加点の詳細は、公募要領にてご確認ください。

参照：[中小企業省力化投資補助金 公募要領](#)

掲載ページ：[中小企業省力化投資補助金（一般型）](#)

## 4-3. IT 導入補助金（セキュリティ対策推進枠）

IT 導入補助金は、中小企業などの労働生産性向上のために IT ツールの導入を支援する補助金です。

複数ある申請枠のうち、サイバー攻撃への対策を支援する「セキュリティ対策推進枠」のみが事業継続力強化計画による加点対象です。

令和 7 年は 3 月 31 日（月）から受付を開始する予定で、セキュリティ対策推進枠の 1 次公募締切日は令和 7 年 5 月 12 日（月）です。加点の詳細は、公募開始後に公募要領にてご確認ください。

参照：[IT 導入補助金 2025 公式 HP](#)

#### 4-4. 中小企業防災・減災投資促進税制（令和 7 年 1 月現在）

事業継続力強化計画の申請の際に、災害対策のための設備投資を行うことを記載して認定を受けた場合、特別償却が適用できます。

償却率は 18%（令和 7 年 4 月 1 日以降に設備導入などをする場合は 16%）。

ただし認定後 1 年以内に、予定していた設備導入を行わなければなりません。

対象となる設備は以下のとおりです。

| 減価償却資産の種類<br>(取得価額要件) | 対象となるものの用途又は細目                                                                                                                                                                             |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 機械及び装置<br>(100 万円以上)  | 自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置等（これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。）                                                                                                         |
| 器具及び備品<br>(30 万円以上)   | 自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ                                                                                                                                |
| 建物附属設備<br>(60 万円以上)   | 自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置、架台（対象設備をかさ上げするために取得等するものに限り）、防水シャッター等（これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。） |

## 4-5. 参考) 事業承継・引継ぎ補助金（経営革新枠・専門家活用枠）

過去、事業承継・引継ぎ補助金の経営革新枠・専門家活用枠も加点対象でした。令和 7 年より「事業承継・M&A 補助金」に名称変更し、内容も一部変更となるため現時点で確定ではありませんが、事業承継・M&A 補助金でも加点対象となる可能性があります。

## 5. 制度活用の流れ

事業継続力強化計画制度を活用して認定を受ける際は、以下のような流れで進めます。

### 5-1. 制度の利用を検討／事前確認・準備

事業継続力強化計画の認定を申請する際に、金融支援や税制措置を受ける場合は、日本政策金融公庫や信用保証協会等の審査が必要です。申請前に適用対象者の要件や手続き等を確認しておきましょう。

### 5-2. 計画の策定

「単独型」と「連携型」で申請の内容が異なります。まずどちらで提出するのかを判断しなければなりません。

自社のみの場合は「単独型」、複数事業者間で連携して計画する場合は「連携型」です。

「基本方針」「作成指針」「策定の手引き」の 3 つの資料を参照しながら事業継続力強化計画を作成してください。これらの資料のリンクは以下のページに記載されています。

参照：[中小企業庁 事業継続力強化計画](#)

### 5-3. 計画の申請・認定

「単独型」「連携型」とともに以下の「事業継続力強化計画電子申請システム」から申請します。令和 6 年 4 月からは、原則電子申請システムでのみ受け付け可能です。

認定を受けた場合、認定通知書が交付されます。審査の標準処理期間は 45 日です。

※認定事業者は、中小企業庁 HP に事業者名等が公表されます。

[参照：中小企業庁 事業継続力強化計画申請システム](#)

#### 5-4. 計画の開始、取組の実行

認定された事業継続力強化計画の取組を実行します。

### **6. まとめ**

中小企業の事業者にとって、事業継続力強化計画を策定し認定を受けることは、防災・減災につながり、災害時に事業を継続するためにも不可欠と言えます。

補助金の加点措置や税制優遇措置、損害保険料の割引など多くのメリットもあるので、ぜひ計画の認定を目指しましょう。

令和 7 年 2 月 28 日 作成：株式会社 Stayway